

診療報酬制度の改定にともない

10月1日より

選定療養費が**変更**になります

初診時に紹介状のない方

5,500 円 → 7,700 円

再診時に他院へ紹介したも

のの、自己の判断で引き続き当院を受診する方

2,750 円 → 3,300 円

厚生労働省の医療行政理念は、地域の医療を、各医療機関の役割分担と協力により、有効に効率的に提供するということです。

この理念の下、この度の選定療養費も改定が行われていますこと、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和4年9月
小倉記念病院 病院長